

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第169期第1四半期
(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 京成電鉄株式会社

【英訳名】 Keisei Electric Railway Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三枝紀生

【本店の所在の場所】 東京都墨田区押上一丁目10番3号

【電話番号】 03(3621)2242

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 眞下幸人

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区押上一丁目10番3号

【電話番号】 03(3621)2242

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 眞下幸人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第168期 第1四半期 連結累計期間	第169期 第1四半期 連結累計期間	第168期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	59,814	54,992	237,887
経常利益 (百万円)	6,971	2,515	20,911
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,418	879	12,027
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	3,359	803	11,857
純資産額 (百万円)	173,065	178,565	178,923
総資産額 (百万円)	736,888	724,793	717,123
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	10.13	2.60	35.61
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	22.8	24.3	24.6

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して いない。

- 「第1 企業の概況」から「第4 経理の状況」まで、特に記載のない限り、消費税等抜きで記載している。
- 第168期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
- 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の文中には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響を受け、生産活動の低下や個人消費の低迷がみられ、さらに電力不足により先行きの不透明感が一層強まるなど、引き続き厳しい状況で推移した。

このような状況の中で、当社グループは、全事業にわたり積極的な営業活動を展開するとともに、より一層の経費削減に取り組むなど、業績の向上に努めたほか、「B M K（ベストマナー向上）推進運動」にも引き続き取り組み、お客様サービスの向上を図った。

その結果、全事業営業収益は549億9千2百万円（前年同期比8.1%減）となり、全事業営業利益は44億8千7百万円（前年同期比34.3%減）となった。経常利益は、持分法投資損失の計上により25億1千5百万円（前年同期比63.9%減）となり、四半期純利益は8億7千9百万円（前年同期比74.3%減）となった。

(運輸業)

鉄道事業では、安全輸送確保の取り組みとして、東日本大震災により被災した一部区間における法面沈下復旧工事を行ったほか、地震計の増設や高架橋耐震補強工事を推進した。また、デジタルA T Sについて、設置区間の拡大工事を行った。

電力不足対策としては、運行本数を削減したダイヤによる運行を行ったほか、駅構内・列車内照明の一部消灯やエスカレーターの一部使用停止等を行った。

大規模工事については、押上線連続立体化工事において、墨田区内での工事を推進した。

営業面では、記念乗車券の発売を開始したほか、「スカイライナー&メトロパス」の発売を再開し、海外からのお客様の利便性向上を図った。

バス事業では、一般乗合バス路線において、流山市内及び千葉市内で新規路線の運行を開始した。高速バス路線においては、東京駅～葛西・奥戸線の運行を開始したほか、東京駅～新浦安地区線を増便した。また、東日本大震災の復興を支援するため、千葉県内・東京都東部地域～仙台駅間の緊急支援バスを運行した。

しかしながら、東日本大震災の影響による出控え等の影響により、営業収益は303億5千6百万円（前年同期比6.3%減）となり、営業利益は33億5千2百万円（前年同期比39.3%減）となった。

(業種別営業成績表)

業種別	当第1四半期連結累計期間 (23.4.1~23.6.30)	
	営業収益(百万円)	対前年同期増減率(%)
鉄道事業	17,725	0.1
バス事業	9,179	7.8
タクシー事業	5,039	12.0
消去	1,587	
営業収益計	30,356	6.3

提出会社の鉄道事業運輸成績表

種別	単位	当第1四半期連結累計期間 (23.4.1~23.6.30)		
			対前年同期増減率(%)	
営業日数	日	91	0.0	
営業キロ	キロ	152.3	148.7	
客車走行キロ	千キロ	21,872	4.5	
旅客人員	定期	千人	39,404	1.0
	定期外	"	25,159	6.5
	計	"	64,563	3.2
旅客運輸収入	定期	百万円	4,983	4.2
	定期外	"	7,456	3.1
	計	"	12,439	0.3
運輸雑収	"	843	0.2	
収入合計	"	13,283	0.3	
一日平均収入	"	145	0.3	
乗車効率 2	%	34.1		

(注) 1 成田空港線(49.9km)開業に伴う増加による。

2 乗車効率の算出方法は $\frac{\text{延入キロ}}{\text{客車走行キロ} \times \text{平均定員}}$ による。

(流通業)

百貨店業では、東日本大震災の影響により、フロア限定・時間短縮営業を余儀なくされたものの、各種イベントによる販売促進策を実施し、集客を図った。

ストア業では、震災後の商品不足の中、商品確保に傾注し、収益の確保に努めたほか、コンビニエンスストアが堅調に推移した。

以上の結果、営業収益は178億6千6百万円（前年同期比4.3%減）となったが、営業利益は4億5千2百万円（前年同期比25.4%増）となった。

(業種別営業成績表)

業種別	当第1四半期連結累計期間 (23.4.1~23.6.30)	
	営業収益(百万円)	対前年同期増減率(%)
ストア業	10,182	2.9
百貨店業	5,712	15.1
園芸植物卸売業	894	4.1
ショッピングセンター業	1,179	2.9
消去	102	
営業収益計	17,866	4.3

(不動産業)

不動産販売業では、「サングランド印西牧の原ドアシティ」等の中高層住宅や、成田市公津の杜の住宅用地を販売した。

不動産賃貸業では、「アビタシオン京成千葉中央」(有料老人ホーム)の賃貸を開始したほか、今年度中の竣工に向け、台東区浅草においてビジネスホテルの建設を推進した。

以上の結果、営業収益は34億9千8百万円（前年同期比17.4%減）となったが、営業利益は8億6千8百万円（前年同期比0.4%増）となった。

(業種別営業成績表)

業種別	当第1四半期連結累計期間 (23.4.1~23.6.30)	
	営業収益(百万円)	対前年同期増減率(%)
不動産販売業	613	52.6
不動産賃貸業	2,225	3.3
不動産管理業	817	15.0
消去	158	
営業収益計	3,498	17.4

(レジャー・サービス業)

映画業では、「京成ローザ」全館にて、映写機のデジタル化を実施した。

旅行業では、千葉県・茨城県及び東北地方への旅行を促進し、被災地を支援する目的で、「がんばれ千葉・茨城県がんばれ東北地方 応援キャンペーン」を実施した。

ホテル業では、近隣地域へのセールスを強化するなど、新規顧客の獲得に努めた。

しかしながら、東日本大震災によりホテル業・旅行業等が大きな影響を受けたため、営業収益は21億5千3百万円（前年同期比27.2%減）となり、2億2千3百万円の営業損失となった。

(業種別営業成績表)

業種別	当第1四半期連結累計期間 (23.4.1~23.6.30)	
	営業収益(百万円)	対前年同期増減率(%)
飲食・映画・遊技場業	855	16.4
ホテル業	692	28.3
広告代理業	405	43.5
旅行業	190	21.9
清掃業	9	0.5
消去		
営業収益計	2,153	27.2

(建設業)

建設業では、分譲マンション及びビジネスホテルの新築工事のほか、公共施設工事等を行った。

以上の結果、営業収益は37億5千3百万円（前年同期比12.1%減）となったが、営業利益は1億5千4百万円（前年同期比42.9%増）となった。

(その他の事業)

その他の事業の営業収益は8億1百万円（前年同期比27.4%減）となり、1百万円の営業損失となった。

(業種別営業成績表)

業種別	当第1四半期連結累計期間 (23.4.1~23.6.30)	
	営業収益(百万円)	対前年同期増減率(%)
鉄道車両整備業	397	29.2
自動車車体製造業	207	40.7
保険代理業	79	0.8
自動車教習所業	116	4.9
消去		
営業収益計	801	27.4

(2) 財政状態の分析

資産合計は7,247億9千3百万円となり、前期末と比べ76億6千9百万円(1.1%)増加した。これは、減価償却等により有形固定資産が35億8千3百万円減少し、「投資有価証券」が持分法投資損失の計上等により17億6百万円減少したが、シンジケートローンによる借入等により「現金及び預金」が144億9千5百万円増加したことによるものである。

負債合計は5,462億2千7百万円となり、前期末と比べ80億2千7百万円(1.5%)増加した。これは、「支払手形及び買掛金」が28億7千4百万円減少したが、借入金62億3千7百万円、受託工事等にかかる「前受金」が64億3千9百万円増加したことによるものである。

純資産合計は1,785億6千5百万円となり、前期末と比べ3億5千8百万円(0.2%)減少した。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については以下のとおりである。

(会社の支配に関する基本方針)

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹(以下「コア事業」という。)としており、それに伴う社会的責任を負っている。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができる。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えている。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要である。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えている。

大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の判断に委ねられるべきものと考えている。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包している。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難である。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えている。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にある。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えている。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指している。そのため、当社グループは、「良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めている。

グループ経営計画

前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成している。この中で、グループシナジーを最大限発揮し得る体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としている。

平成22年度から平成24年度にわたる「京成グループ中期経営計画」（以下「E1プラン」という。）においては、「成田スカイアクセスの開業を踏まえた、鉄道事業の更なる収益力の強化、グループ全体のイメージアップ、当社沿線地域の活性化の推進」、「コア事業（運輸業）を中心とした引き続き堅実な事業運営の推進」、「相応の営業キャッシュフローの確保と、減価償却費の範囲内での設備投資の実施による財務体質の強化」、「安定的な事業成長を実現するための投資案件の選別、投資規模の適正化」、「グループシナジーの最大化とブランド価値向上による更なる競争力の強化」の基本方針のもと、グループ全体の企業価値の最大化を追求する。

また、「E1プラン」の数値目標（連結）として最終年度（平成24年度）には、営業利益230億円以上（営業利益率9%以上）、経常利益220億円以上、EBITDA倍率（有利子負債÷（営業利益+減価償却費））を9倍以下とし、収益力の向上、利益率の向上、投資効率の向上を図っていく。

平成22年7月には成田スカイアクセスが開業し、事業内容が大きく変化する。グループを挙げた営業努力によって新線効果を早期に、また最大限に引き出すことで、計画期間を通じてコア事業の収益力の更なる強化を図っていく。

利益還元の方針

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としている。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」という。）を定めている。

本施策の概要は、次のとおりである。

大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」という。）として、()株主及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び()当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主に意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めている。

独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」という。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」という。）を設置することを定めている。

大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、（ ）その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、（ ）その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及び（ ）その発動手続として、原則として、前記 の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めている。

当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において本施策の具体的な内容について決定し、平成22年6月29日開催の第167期定時株主総会においてその承認を受けており、その詳細は、平成22年5月11日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」として公表し、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.keisei.co.jp/>）に掲載している。

（4）前記の取り組みが基本方針に沿い、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

前記(2)に記載した企業価値の向上のための取り組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的な方策として策定されたものである。したがって、これらの取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みについて

前記(3)に記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則）に適合している。また、本施策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっている。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもない。

ア 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものである。

また、大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考える。

イ 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも本施策に具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考える。

ウ 株主意思の反映

本施策は、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じている。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じる。したがって、本施策の導入、継続、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の意思が反映されるものとする。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっている。したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の意思が適切に反映されるものとする。

エ 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置している。そして、この独立委員会は、当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしている。

また、本施策においては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除している。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものとする。

オ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役に より構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役に より構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能である。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではない。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっている。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもない。

(4) 研究開発活動

該当事項なし。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、著しい変動はない。

(6) 主要な設備

主要な設備の状況

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい変動はない。

設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等のうち、当第1四半期連結累計期間において完了したものは次のとおりである。

不動産業

前連結会計年度末に計画中であった「千葉市中央区神明町土地賃貸施設新築工事」については平成23年5月に完了した。

また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	344,822,371	344,822,371	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株である。
計	344,822,371	344,822,371		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		344,822		36,803		27,845

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,271,000		
完全議決権株式(その他)	(相互保有株式) 普通株式 5,340,000 普通株式 337,932,000	337,932	
単元未満株式	普通株式 279,371		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	344,822,371		
総株主の議決権		337,932	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が26千株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数26個が含まれている。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 京成電鉄株式会社	東京都墨田区押上 1-10-3	1,271,000		1,271,000	0.37
(相互保有株式) 新京成電鉄株式会社	千葉県鎌ヶ谷市 くぬぎ山4-1-12	3,717,000		3,717,000	1.08
関東鉄道株式会社	茨城県土浦市真鍋 1-10-8	1,613,000		1,613,000	0.47
京葉ビルサービス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-9	10,000		10,000	0.00
計		6,611,000		6,611,000	1.92

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,714	37,209
受取手形及び売掛金	13,637	12,594
分譲土地建物	19,061	18,937
商品	2,250	2,213
仕掛品	774	1,430
原材料及び貯蔵品	1,684	1,707
繰延税金資産	2,880	3,126
その他	10,859	10,209
貸倒引当金	59	65
流動資産合計	73,803	87,362
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	269,664	268,183
機械装置及び運搬具（純額）	20,133	18,578
土地	139,640	139,859
リース資産（純額）	32,766	32,574
建設仮勘定	37,186	36,640
その他（純額）	1,961	1,933
有形固定資産合計	² 501,353	² 497,769
無形固定資産		
のれん	290	156
リース資産	2,494	2,429
その他	10,452	10,189
無形固定資産合計	13,238	12,775
投資その他の資産		
投資有価証券	105,956	104,249
長期貸付金	667	662
繰延税金資産	17,068	17,071
その他	5,715	5,595
貸倒引当金	910	910
投資その他の資産合計	128,498	126,668
固定資産合計	643,089	637,213
繰延資産	229	216
資産合計	717,123	724,793

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,203	12,328
短期借入金	89,384	86,879
1年内償還予定の社債	100	10,100
リース債務	2,572	2,648
未払法人税等	3,272	1,445
前受金	25,855	32,294
賞与引当金	2,827	1,502
役員賞与引当金	73	14
災害損失引当金	1,546	1,401
その他	24,837	27,236
流動負債合計	165,673	175,852
固定負債		
社債	91,050	81,050
長期借入金	141,529	150,271
鉄道・運輸機構長期末払金	71,351	71,351
リース債務	21,460	21,220
繰延税金負債	2,114	2,020
退職給付引当金	32,077	31,831
役員退職慰労引当金	578	511
負ののれん	1,289	1,174
その他	11,075	10,942
固定負債合計	372,526	370,375
負債合計	538,199	546,227
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,803	36,803
資本剰余金	28,485	28,485
利益剰余金	112,920	112,769
自己株式	1,969	2,027
株主資本合計	176,240	176,031
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	126	62
繰延ヘッジ損益	169	187
その他の包括利益累計額合計	42	124
少数株主持分	2,726	2,658
純資産合計	178,923	178,565
負債純資産合計	717,123	724,793

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業収益	59,814	54,992
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	43,934	41,738
販売費及び一般管理費	9,043	8,766
営業費合計	52,978	50,504
営業利益	6,835	4,487
営業外収益		
受取利息	81	75
受取配当金	139	113
持分法による投資利益	1,585	-
雑収入	526	501
営業外収益合計	2,333	690
営業外費用		
支払利息	1,884	1,708
持分法による投資損失	-	714
雑支出	312	240
営業外費用合計	2,197	2,663
経常利益	6,971	2,515
特別利益		
工事負担金等受入額	625	844
その他	93	0
特別利益合計	719	845
特別損失		
固定資産圧縮損	559	787
投資有価証券評価損	746	107
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	486	-
その他	45	73
特別損失合計	1,838	968
税金等調整前四半期純利益	5,853	2,392
法人税、住民税及び事業税	2,956	1,815
法人税等調整額	650	308
法人税等合計	2,305	1,506
少数株主損益調整前四半期純利益	3,547	885
少数株主利益	129	5
四半期純利益	3,418	879

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,547	885
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	176	49
持分法適用会社に対する持分相当額	11	32
その他の包括利益合計	188	81
四半期包括利益	3,359	803
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,233	798
少数株主に係る四半期包括利益	125	5

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 偶発債務 連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金に対して、債務保証を行っている。 押上・業平橋駅周辺 75百万円 土地区画整理組合 柏自動車興業(株)(注) 100 計 175 (注)柏自動車興業(株)は、平成23年5月20日に帝都西柏自動車教習所(株)に商号を変更している。	1 偶発債務 連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金に対して、債務保証を行っている。 帝都西柏自動車教習所(株) 100百万円
2 固定資産の取得原価から控除した工事負担金等累計額 125,725百万円	2 固定資産の取得原価から控除した工事負担金等累計額 126,507百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項なし。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれん及び負ののれんの償却額は、次のとおりである。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 5,288百万円	減価償却費 5,516百万円
のれんの償却額 134百万円	のれんの償却額 134百万円
負ののれんの償却額 114百万円	負ののれんの償却額 114百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,198百万円	3.50円	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,030百万円	3.00円	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・ サービス業	建設業	その他 の事業			
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	32,193	18,558	2,924	2,278	3,133	726	59,814		59,814
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	196	108	1,309	681	1,139	377	3,812	3,812	
計	32,389	18,667	4,233	2,959	4,272	1,103	63,626	3,812	59,814
セグメント利益 又は損失()	5,524	361	864	8	107	5	6,861	25	6,835

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去及びのれん償却額である。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・ サービス業	建設業	その他 の事業			
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	30,136	17,757	2,239	1,778	2,494	586	54,992		54,992
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	220	109	1,258	374	1,259	214	3,437	3,437	
計	30,356	17,866	3,498	2,153	3,753	801	58,430	3,437	54,992
セグメント利益 又は損失()	3,352	452	868	223	154	1	4,603	115	4,487

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去及びのれん償却額である。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	10.13円	2.60円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	3,418	879
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	3,418	879
普通株式の期中平均株式数 (千株)	337,550	338,551

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月3日

京成電鉄株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平野 満

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 正伸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている京成電鉄株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、京成電鉄株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。